

群調発第424号  
令和4年3月15日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会  
会 長 萩 原 澄 之  
業務部長 新 井 孝 男

### 業務に関する事務連絡 (R3-No.4)

平素から当会の会務運営にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当会業務部では、定期的に前橋地方法務局（本局）と土地家屋調査士業務に関する事務打合せ会議を行っており、その中で法務局から次のことについて要請がありましたのでご連絡いたします。

会員の皆様のご協力により、登記事務の迅速化が図られ、結果として申請人の利益に繋がるものと考えますのでよろしくお願いいたします。

#### 1 登記相談について

相談については、必ず「登記相談票」にて予約し、直接、窓口へ相談に行くことのないようお願いいたします。また、口頭で補足説明が必要な場合でも、必ずアポイントメントを取ってから窓口へ行くようにしてください。

#### 2 調査報告書について

調査報告書に画像情報を添付する場合、「北東から①」、「南東から②」のように記載したうえで、調査図素図（または公図写し）には、矢印に①、②等の番号を振り、図上のどの方向から撮影したものをわかりやすくしてください。また、境界標の写真には、必ず地積測量図に記載した杭番号を記載してください。

#### 3 申請人に対して

法務局による実地調査が行われる場合がある旨の周知をお願いします。